相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市押山町中田四五四番地、最後の住所愛知県豊田市押山町ススベ九〇番地七　被相続人　亡　片桐　福未

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

愛知県豊田市若宮町七―二―五クリスタルビル四階豊田シティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　米田　聖志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市富永町字長悦二五番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　大見　英男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

愛知県豊田市若宮町七―二―五クリスタルビル四階豊田シティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　米田　聖志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府柏原市古町二丁目五七三番地、最後の住所大阪府柏原市古町二丁目八番二六号　被相続人　亡　山本　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

大阪府岸和田市田治米町七五一番地、最後の住所大阪市中央区農人橋一―四―二〇特別養護老人ホームさくら　被相続人　亡　吉元キヨエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

大阪市北区野崎町七番八号梅田パークビル五階

相続財産管理人　弁護士　岡崎　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府柏原市古町二丁目五七三番地、最後の住所大阪府柏原市古町二丁目八番二六号　被相続人　亡　山本　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

大阪市北区西天満三―一四―一六西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　矢倉　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市津川町八川四九番地、最後の住所岡山県高梁市津川町今津一八三四番地一　被相続人　亡　川建　等

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

事務所岡山市北区本町六番三六号　第一セントラルビル二階　太陽綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　愛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市円座町一二九番地二、最後の住所高松市円座町一二九番地二　被相続人　亡　尾方喜美榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

香川県高松市番町二丁目一番二四号　白石ビル一階

相続財産管理人　弁護士　高橋　顕児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市円座町一二九番地二、最後の住所高松市円座町一二九番地二　被相続人　亡　尾方　敬志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

香川県高松市番町二丁目一番二四号　白石ビル一階

相続財産管理人　弁護士　高橋　顕児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸郡北川村大字野友甲七三〇番地三、最後の住所高知県安芸郡北川村大字野友甲七三〇番地の七　被相続人　亡　濵渦　滋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

事務所高知県安芸郡奈半利町乙一三二八番地二　相続財産管理人　曽我　博明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸郡安田町大字安田一八一八番地、最後の住所高知市瀬戸東町三丁目四六八番地　被相続人　亡　大野志満子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

事務所高知県安芸郡奈半利町乙一三二八番地二　相続財産管理人　曽我　博明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大川市大字新田一〇八六番地四、最後の住所福岡県大川市大字新田一一一〇番地三　被相続人　亡　古賀　節男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

福岡県大牟田市不知火町一―一―二　ひまわりビル五階

相続財産管理人　弁護士　池端　祥久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡御船町大字七滝六五二六番地、最後の住所熊本県上益城郡御船町大字辺田見八四〇番地九グリーンヒルみふね　被相続人　亡　松本　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

事務所熊本市中央区細工町一丁目五一番地スコーレビル三階　森高・吉見法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森高　啓喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県宜野湾市嘉数一丁目二〇七番地、最後の住所沖縄県宜野湾市嘉数一丁目八番二号　被相続人　亡　知花　幸伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日

沖縄県沖縄市知花六丁目一一番四八号一階　とうま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　當眞　正姫